

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 8 号

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市道路占用等に関する規則（平成12年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の第12の 1 の(1)中「巻付け看板および照明式のバスの停留所標識に添加する看板」を「巻付看板」に改め、同表の第12の 1 の(1)ただし書中「巻付け看板」を「巻付看板」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。